

新都市計画法特集号

No. 313-1969 (定価 5円)

12月20日発行

昭和26年7月6日第三種郵便物認可
発行所・会津若松市役所
発行人・松本善夫
編集・総務部市長公室広報係

市政たゞら

新都市計画法特集号



新都市計画法では新しい時代にマッチした街づくりがすすめられる

新都市計画法のねらい

都市の無秩序な市街化を防止する

- ▽ いよいよ昭和四十四年の六月から、新都市計画法が施行されました。
- ▽ 新法は大正八年に制定された旧都市計画法を全面的に改正したもので、△
- ▽ 新しい時代にマッチした都市づくりの基本法です。

現在わが国においては都市にどんどんと人口と産業が集まっています。つい最近まで農地や山林であったところにみるとうちに住宅が建ち工場が建つてきます。このようない激しい都市化現象は、まだまだ続き、昭和六十年までに現在の市街地が三倍にもふえると建設省では予想しています。

ところで、市街地があふるときには農地や山林が宅地化されいくわけですが、現在の宅地化は、農山林を、あたかも虫が喰いあらずのように無秩序に行なわれています。

スプロール現象

これをスプロールといつているのですが、このスプロールは次のように困ったもの

現在、都市計画をきめている市町村は約千五百五十で全国市町村の約半分にも及んでいます。今まで、この都市計画の全部を建設大臣が決めることになつてきましたが、新法においては、都市計画は都道府県知事及び市町村が決めることになりました。すなわち、

地域的な立場から計画すべき市街化区域、市街化調整区域や都市の根幹となる巾

の広い街路、大きな公園などは都道府県知事が、他の日常生活に密着した小中学校、児童公園、区画街路などのものは市町村が決めるということにしたのです。そして、都市計画への住民参加が行なわれるよう公聴会の開催、都市計画の案の縦覧などによって住民の意見が反映されるような仕組みにしました。

このようにして、新法においては、市街化区域と市街化調整区域とを決め、市街化区域では、街造りの計画を定め、開発許可制度によつて、道路や排水施設が適切であれば開発を認める半面、市街化調整区域では原則として開発を認めないととしたのです。

都市計画決定を地元で

市街化区域と市街化調整区域

なのです。まず第一に、このように虫喰い状に農地山林を残したまま開発が進みますと、それだけ道路などの計画を不必要に多く決めなければならぬこととなり、國民の税金を使って効率の悪い公共投資をすることになってしまいます。第二に、こうした宅地化の結果、畦道沿いにまぎりくねつたまま建物が建ち、排水も不充分なまま開発が進み車も充分通れず、しかも雨があるとぬかるみとなるといった不良市街地となってしまうのです。第三に、都市を計画的に造つていくことができなくなることのほかに農業をやっていくうえにもいろいろと支障をきたしています。すなわち今まで農業をやつてきたところで宅地化が進みますと、宅地から出てくる汚水で農業用水が汚れてしまします。また農業投資をしたところを宅地としてしまうことなどです。農業を継続していくうえでも支障がでてきたわけです。そこで、このようなくつたままの市街化を防ぐために、市街地としていくべきところとそれをはっきり決める必要があると考えられるのです。

市街化区域と市街化調整区域

調和のとれた都市づくり

画的に市街化を図るべき区域は市街地の発展の動向地形などの自然の条件、道路鉄道などの交通条件などからみて市街地として開発することが適当と考えられる区域を選んで決めることがあります。この場合、次に掲げるところは原則として市街化区域には含めないこととされています。

市街化調整区域

①おおむね、二十ヘクタール以上の優良な農用地や土地基盤整備事業を実施中の区域など長期にわたり保存すべき農用地
②溢水、湛水、津波、高潮などによる災害の発生のおそれのある土地

③自然公園の特別地域、歴史的風土特別保存地区、首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域などすぐれた自然の風景を維持するため保全すべき土地
④保安林などの水源を涵養し土砂の流出を防備するため保全すべき土地。

市街化区域は「すでに市街地を形成している区域」と「おおむね十年以内に優先かつ計画的に市街化を図るべき区域」の二つからなります。「すでに市街地を形成している区域」というのは中心地区をもつた既成市街地のことで、これは必ず市街化区域に決めることがとっています。「おおむね十年以内に優先かつ計

す。また、ここでは農業施設は原則として抑制されますが、しかし、市街化区域といえども十年間に市街化し足りることとされています。また、ここでは農業施設は原則として抑制されますが、そこは街づくりをするところですから農地を転用する場合にも許可を受け必要をなくして届出だけです。また、ここでは農業施設は原則として抑制されますが、そこは街づくりをするところとしています。

区域区分と農業施策

市街化区域が決められました、そこは街づくりをするところですから農地を転用する場合にも許可を受け必要をなくして届出だけです。また、ここでは農業施設は原則として抑制されますが、そこは街づくりをするところですから農地を転用する場合にも許可を受け必要をなくして届出だけです。また、ここでは農業施設は原則として抑制されますが、そこは街づくりをするところとしています。

都市計画の進め方

市街化区域と市街化調整区域が決められるときには同時にそれが保全の方針」が定められます。そ

して、この方針にともづいて用途地

域と街造りに不可欠な道路公園、下水道は必ず計画を決め、街造りの公共投資を

区域が決められますと、宅地造成などの開発行為(「主として、建築物の建設を目的とする土地の区画形質の



市街化区域では計画的に公共施設が整えられる

なお、都道府県知事は、五年ごとに都市計画に関する基礎調査を行なうことになります。この調査の結果により、さらに将来の見通しなどを検討して、必要がうした農地については災害復旧とか維持、管理上必要な事業はなお続けられることがあります。一方、市街

の都市施設、及び土地区画整理事業などの市街地開発事業の都計画が総合的に決められることになりますので、それが区域に含まれることになります。この場

変更」をいいます)をするときは、都道府県知事(六大市では市長)の許可をうけなければならぬことになります。

開発許可を受ける

必要のない開発行為

一方、市街化調整区域内においては、区域が区域を限つて三百平方メートル以上千平方メートル未満の範囲内で規模を定めたときはその規模)未満の開発行為

公共投資は積極的に行なわれ農業振興地域も指定されることになっています。こ

れは密接な関係があるので市街化調整区域とを決めるときには農業施策と充分調整をすることとしています。

一方、市街化調整区域は市街化を抑制すべきですから原則として用途地域を決めませんし、市街化を促進するような道路などの都市施設を決めません。また、街造りである市街地開発事業はできないこととし、その他の街造りの公共投資も原則として行なわれないこととなります。もつとも、東名高速道路とか一般国道といった都市と都市を結ぶものなどは別です。

ます。

一方、市街化調整区域は市街化を抑制すべきですから原則として用途地域を決めませんし、市街化を促進するような道路などの都市施設を決めません。また、街造りである市街地開発事業はできないこととし、その他の街造りの公共投資も原則として行なわれないこととなります。もつとも、東名高速道路とか一般国道といった都市と都市を結ぶものなどは別です。

ます。



市街化調整区域では大型農業経営がはかられる

⑤ 市街化調整区域内にすでに建っている工場の事業と、関係の深い事業のための開発行為

⑥ 市街化調整区域が定められた時、自分の住宅や自分の事業のために、土地や借地権を持っていた人が、その時から六ヶ月以内に届け出て、五年以内にその目的で行なう開発行為

⑦ 二十ヘクタール以上の開発行為で、市街化区域内で行なうことが困難でありかつ将来計画的に市街地と

市街化区域と市街化調整区域の案を作成しようとするときは、公聴会、説明会など住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされています。この場合、都道府県知事は市街化

公聽会・説明会

市街化区域と市街化調整区域は都道府県知事が決定します。この手続きは次のようにになります。

事前総覧

事前縱覽

区域と市街化調整区域のおむねの原案を示して、住民の意見をきき、その意見が反映されるように正式の案を作成することになります。審議会に提出されます。

どのようにして決める 市街化区域と市街調整区域

市町村の意見聴取

また、都道府県知事は正式の案を作成しますと関係市町村の意見をきくこととなっています。市町村では条例で審議会を設けるなどして、住民の代表の意見をとりまとめ、その意見を都道

④ 国、都道府県及び市町村
⑤ 都市計画事業
⑥ 土地区画整理事業
⑦ 公有水面埋立事業

市街化区域

⑧ 非常災害のための応急措置
⑨ 通常の管理行為、軽易な行為など

市街化調整区域内では、農家や畜舎を建てるための開発行為は許可はいりませんが、他の開発行為については次のようなもの以外は認められないことになつてきます。

していく時に、不都合なことがおこらないと認められるもので、開発審査会の審査をパスしたもの

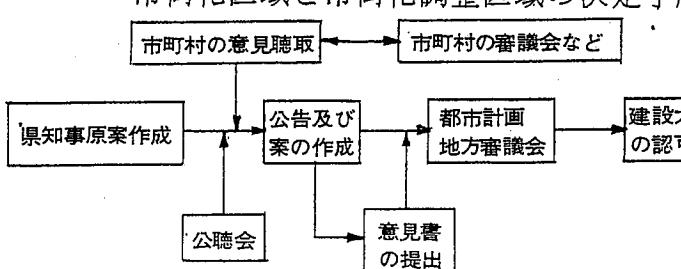
新都市計画法に 該当する区域

一、首都圏の既成市街地、近郊整備地帯
二、近畿圏の既成都市区域
三、中部圏備区域
四、次の区域で建設大臣が指定するもの
五、上記の都市計画区域と密接な関連のある都市計画区域で建設大臣が指定するもの、現在では、一、二、三については三百四十市町村あり、四、五については四百六十九市町村が建設大臣指定となっていますので合計八百九市町村において区域区分をすることになります。

府県知事に述べることとあります。

都市計画地方審議会

以上の手続きを経てから、知事は各都道府県における都市計画地方審議会に案を付議して審議してもらうことになります。この場合、②の意見書の要旨が審議会に提出されることはできません。



譲渡の時期	税率
昭和45. 46年中	10%
昭和47. 48年中	15%
昭和49. 50年中	20%

五年以上所有していた土地や建物（今年の四月八日現在で、三年以上所有になるものをふくむ）を売った場合の国会で土地税制が改正されました。

長期譲渡所得の特例

この場合、つぎの特別控除が認められます。
① 土地収用法の収用対象事業（都市計画事業も該当します）のために土地などを譲渡したとき千二百万円
② 日本住宅公団などが都市計画事業として行なう土地などを譲渡した場合は六百万円
③ 地方公共団体などが行なう特定の宅地造成事業のために土地などを譲渡した場合は六百万円

合には、その譲渡利益に対して、つぎの税率で、他の所得と分離して課税されます。

譲渡所得税



知事は、市街化区域と市街化調整区域の都市計画を正式に決定する前に建設大臣の認可をうけなければなりません。この場合、建設大臣が認可するときは農林大臣と協議し、通産大臣及び運輸大臣の意見をきくこととなっています。

建設大臣の認可など

告示

この決定は都道府県の公報などで告示されます。また市街化区域と市街化調整区域の図面や書類は市町村にも送られ、一定の場所でいつでも見ることができます。

都市計画審議会委員

市議会議員	大須賀英
一川原宏	独古登
山高正	檜
渡部堅	
学識経験者	阿部久次
影沢清光	鈴木富昌
木広義	山田源次
市職員	中野五郎
達慶雄	安
木三男	鈴
芳賀藤三郎	
高橋英夫	

買換制度の変更

ません。

居住用資産のための買換制度は、千万円の特別控除が認められた代り、昭和四十四年の十二月末で廃止されます。事業用資産の買換えは、一般に個人では昭和四十四年十二月末、法人では昭和四十五年三月末で廃止となります。特定の場合だけ存続されます。この特定の場合といふのは

① 事業用資産を首都圏の既成市街地または近畿圏の既成市街地（以下「既成市街地等」という）で譲渡して事業用資産などをこれまでこの新しいやり方と、いままでの課税方式のいずれかを納税者が選択できることがあります。

短期譲渡所得

合、古都保存法、文化財保護法などによって土地などを国や地方公共団体に譲渡した場合、特定の民間住宅地造成事業のために土地などを譲渡した場合などは三百万円。

④ 居住用の土地、家屋を譲渡した場合は千万元。
⑤ その他一般的の場合は百万元。（今まで三十万円）

固定資産税・相続税

近畿圏の工業団地造成事業の施行された区域、または流通業務地区、新産業都市工業整備特別地域若しくは低開発地域工業開発地区的区域）外で事業用資産を譲渡してこれらの区域内で事業用資産を取得する場合④ 既成市街地等内で事業用資産を譲渡して土地の計画的かつ有効な利用に資するものとして一定の施策の実施に伴いその施策に従つて事業用資産を取得する場合④ 既成市街地等内で事業用資産を取得する場合

① 事業用資産を首都圏の既成市街地または近畿圏の既成市街地（以下「既成市街地等」という）で譲渡して事業用資産などをこれら地域外（農林兼用資産を取得する場合にあっては市街地等）で取得する場合② 農林業用資産を市街化区域又は既成市街地等内で譲渡してこれらの地域外で

農林業用資産を取得する場合

③ 誘致区域（首都圏及び近畿圏の工業団地造成事業の施行された区域、または流通業務地区、新産業都市工業整備特別地域若しくは低開発地域工業開発地区的区域）外で事業用資産を譲渡してこれらの区域内で事業用資産を取得する場合④ 既成市街地等内で事業用資産を譲渡して土地の計画的かつ有効な利用に資するものとして一定の施策の実施に伴いその施策に従つて事業用資産を取得する場合④ 既成市街地等内で事業用資産を取得する場合

① 調査結果によれば、市街化区域においても地転用の届出がなされるまでは農地は農地として固定資産税が課税されることとされています。税制調査会の答申では市街化区域内で市街地としての環境が整備された地域においては農地を宅地のみに評価すべきであるといつていますが、これについては政府の結論は

いません。

それでも市街化区域になつたからといって直ちに農地の固定資産税評価が宅地みななることはありません。また相続税については実態が変われば別ですが市街化区域だからといって評価があることとはされておりません。

保有期間が五年以下の土地や建物または昭和四十四年一月一日以降に取得した土地、建物を昭和四十五年から五十年までの間に売った場合、①譲渡所得の四十パーセント②譲渡所得を他の所得と合算して、普通の所得税法によって課税計算をした場合に算出されるその譲渡所得に関する税額の百分率が高い方が課税されます。また、この場合は百円の特別控除は適用され

れについて政府の結論は